

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
【福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況】
当法人では福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得している
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境等要件）】
 - 資質の向上
 - 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援・介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
 - 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - 労働環境・処遇の改善
 - 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
 - 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
 - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
 - 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
 - その他
 - 非正規職員から正規職員への転換
 - 職員の増員による業務負担の軽減
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
【見える化要件とは】
特定加算に基づく取組についてホームページへの掲載等により公表することを求める要件。